

契約の方法及び入札の条件

(常温合材単価購入契約)

1 契約の方法

福島県条件付一般競争入札（物品購入等）実施要領に基づく条件付一般競争入札（地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の5の2の規定に基づき、入札に参加する者の事務所の所在地等に関する資格を定めて行う一般競争入札）とする。ただし、初回入札によって落札候補者が決定されなかった場合には、初回の入札参加者を対象とする再度入札を行う場合がある。また、再度入札を執行しても落札候補者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とする場合がある。

2 入札の条件等

入札の際呈示すべき条件は、次のとおりとする。

(1) 入札書の記載金額

入札説明書のとおりとする。

(2) 入札保証金

入札説明書のとおりとする。

(3) 落札者の決定

入札説明書のとおりとする。

(4) 契約保証金

入札説明書のとおりとする。

(5) 契約期間

入札公告のとおりとする。

(6) 契約書

契約の締結に当たって作成する契約書は、別添（案）のとおりとする。

(7) 契約の確定時期

契約は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が記名押印したとき、又は県が調達した立会人型電子契約サービスを利用した電子契約により、両者が電子署名を行ったときに確定する。

(8) 電子契約による契約締結の意向確認

本契約案件は、県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができる。落札者は、電子契約による契約締結を希望する場合は、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要事項を記載のうえ、発注機関の契約事務担当課宛に電子メールにより提出すること。（※電子契約を希望しない場合は従来の書面による契約とする。）

なお、電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照すること。

(電子契約サービスのページ

／<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html>)

入札の際呈示すべき書類は次のとおりとする。

1 仕様書

2 購入契約書（案）